実践して実感！

人事のためのスキル向上仕事塾

～効率的・効果的な仕事の方法～

法人企業統計調査によると，2017年度の法人企業全体の経常利益は前年度比11.4%増の83.6兆円となり，5年連続で過去最高額を更新した。一方，企業が生み出した付加価値額に占める人件費の割合（労働分配率）は66.2%と，5年前に比べて6.1ポイント低下している。

本連載では「働く人への成果の分配」を実現するためのヒントとなる，財務会計の基礎についてご紹介する。

ヒント

財務の基礎

第4回　人件費や交際費などの販売費及び一般管理費

平井会計事務所
税理士　平井 満広

販売費及び一般管理費とは

今回は「販売費及び一般管理費」について解説する（図表1）。「販売費及び一般管理費」とは，営業活動や管理運営にかかる費用のことで，損益計算書の項目の一部である（「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」を引くと営業損益となる）。販管費（はんかんひ）と省略することもある。なお，工場等の製造部門にかかる費用は「販売費及び一般管理費」ではなく「製造原価報告書」に計上される。

(1)　役員報酬

取締役や監査役等に支給する報酬のことである。

(2)　給料手当

従業員に支給する給料のことである。決算書には，所得税や住民税，社会保険料を控除する前の額面金額が計上される。パート，アルバイトや製造部門の従業員に支給する給料は「雑給」や「賃金」等の別科目とする場合がある。また派遣会社に支払う派遣料金は「外注費」とすることが多い。

(3)　賞与引当金繰入

引当金とは将来の支出や損失を事前に見越して費用計上する手続きのことである。引当金として当年度に費用計上する金額を「引当金繰入」という。賞与引当金繰入は，決算後に支給する予定の賞与のうち当年度に対応する費用のことである。たとえば3月決算の会社が1～6月分の賞与として60万円を支給する予定の場合，1～3月に対応する30万円が賞与引当金繰入として費用に計上される。なお，賞与引当金繰入の額は損金（税務上の経費）として認められない。

(4)　法定福利費

社会保険料（健康保険，厚生年金）や労働保険料（雇用保険や労災保険）のように，法律で定められている福利厚生費のこと。支払金額のうち会社負担相当額が決算書に計上される。会社が年金事務所に100万円の保険料を納付したとしても，会社負担額が50%であれば法定福利費の金額は50万円となる。

(5)　福利厚生費

会社が従業員に提供する金品やサービス等（賃金給与を除く）にかかる費用。慶弔見舞金や永年勤続記念品の支給，常備薬の購入や健康診断の受診，慰安目的の旅行や忘年会の実施等の費用が該当する。ただし，福利厚生にかかる費用でも，家族手当や住居手当のような生活補助の支給額は「給料手当」に，借上社宅にかかる支払家賃は「地代家賃」に計上する場合が多い。

(6)　販売手数料

商品やサービスの販売を代行する代理店に対して支払う手数料のこと。販売量や売上高等の出来高に対して一定割合を支払うケースが多い。

(7)　減価償却費

減価償却とは利用期間（耐用年数という）に応じて購入金額を費用配分する手続きである。適正な期間損益計算のために行われる。減価償却によって費用化した金額を減価償却費とよぶ。減価償却費の主な計算方法（償却方法という）として「定額法（減価償却費が毎年同額）」や「定率法（減価償却費が年の経過とともに減少）」がある。たとえば40万円のパソコンを4年間で減価償却する場合，それぞれ減価償却費は図表2のようになる。どちらの償却方法を採用しても減価償却費の最終的な合計額は同額になる。

(8)　賃借料

車両やOA機器等の賃借（リース）等にかかる費用である。事務所や店舗，駐車場といった不動産の賃借料は「地代家賃」等の別科目で計上することが多い。

(9)　消耗品費

備品や什器等の購入にかかる費用である。ただし単価10万円（一定の中小企業は30万円）以上の物品は固定資産となる。

(10)　接待交際費

取引先等に対して提供する金品やサービス等にかかる費用のこと。接待目的の飲食やゴルフプレーにかかる代金，お中元やお歳暮といった贈答品の購入費用等が該当する。社名を印刷したカレンダーの配布（「広告宣伝費」となる）や，打合せ目的の飲食代金（「会議費」となる）等は接待交際費にならない。なお，接待交際費は損金（税務上の経費）として認められない場合がある。

(11)　保険料

会社が加入している生命保険や損害保険，共済等の支払保険料のこと。ただし，保険料のうち満期返戻金等の貯蓄部分に対応する金額は費用とならずに資産となる。なお，社会保険料は「法定福利費」とすることが多い。

(12)　地代家賃

事務所や店舗，駐車場，借上社宅等の賃料が該当する。

販売費及び一般管理費に関係する用語

販売費及び一般管理費に関係する用語には次のようなものがある。

(1)　人件費

人件費とは，従業員の労働に対して支払う費用のことである。明確な基準はないが，図表1でいえば，役員報酬，給料手当，賞与，退職金，賞与引当金繰入，雑給，法定福利費，福利厚生費を指すのが一般的である。

(2)　変動費，固定費

変動費は，売上高に比例して発生する費用で，売上原価の他に販売手数料や外注費等がある。固定費は売上の増減にかかわらず一定に発生する費用で，人件費，減価償却費，地代家賃等を指す。

(3)　非資金費用

減価償却費や賞与引当金繰入のように，資金の支出が伴わない費用を「非資金費用」とよぶ。

図表1　販売費及び一般管理費の記載例

販売費及び一般管理費内訳書

自平成○○年○月○日　至平成○○年○月○日

（単位　千円）

科目	金額
役員報酬	×××
給料手当	×××
賞与引当金繰入	×××
退職給付費用	×××
退職金	×××
福利厚生費	×××
法定福利費	×××
減価償却費	×××
賃借料	×××
修繕費	×××
水道光熱費	×××
旅費交通費	×××
通信費	×××
広告宣伝費	×××
接待交際費	×××
損害保険料	×××
修繕費	×××
消耗品費	×××
事務用品費	×××
水道光熱費	×××
旅費交通費	×××
通信費	×××
支払手数料	×××
支払報酬	×××
支払保険料	×××
雑費	×××
合計	××××

図表2　定額法と定率法の減価償却費のイメージ

（購入金額40万円，耐用年数4年のケース）

①定額法で計算した場合の減価償却費

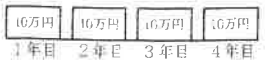

②定率法で計算した場合の減価償却費

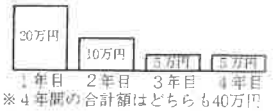

※4年間の合計額はどちらも40万円

PROFILE

平井満広（ひらい・みつひろ）

税理士。1975年埼玉生まれ，山口・群馬・東京育ち。98年日本大学文理学部心理学科卒業。中央競馬ピーアールセンター（JRA外郭団体）。落合会計事務所，KCCSマネジメントコンサルティング（アメーバ経営　京セラグループ）勤務後，08年に独立開業。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに，中小企業向けの業績改善・経営指導に力を入れている。